

## 令和6年度矢祭町職員（大学卒程度）採用候補者試験について

矢祭町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

### 1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

### 2. 受験資格

昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。）  
ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の方法

大学卒業程度で次により行います。

#### (1) 第1次試験

##### ①教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

##### ②一般性格診断検査

職員として必要な資質を備えているかを性格の面からみる検査を行います。

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

### 4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

## 5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和5年 7月9日(日)	受付 9:00~9:30 教養試験 10:00~正午 一般性格診断検査 12:45~13:20	福島市金谷川1番地 「福島大学」	令和5年8月末日 に、矢祭町役場前 掲示板に受験番号 を掲示するほか通 知します。
第2次試験	第1次試験合格者に対し、別途通知します。			

## 6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。  
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 7. 受験手続及び受付期間

### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、本町役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。

### (2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、本町役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

### (3) 受付期間

令和5年5月8日(月)から同6月9日(金)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、6月9日(金)までの消印のあるものに限り受付けます。

## 8. 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、**受験者本人が直接おいでください。**

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	矢祭町役場 自立総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

## 9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用して下さい。
- (3) 受験者は、昼食を各自持参願います。
- (4) 受付時間は、厳守して下さい。
- (5) この試験に関し不明な点は、本町役場自立総務課総務グループに問い合わせして下さい。郵便で問い合わせる場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。